

件 名	亀山市総合計画条例	企画総務部 企画政策室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）により、市町村の基本構想に関する規定が削除され、総合計画の策定については市の独自の判断に委ねられることとなりました。こうした中、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画は必要なものであり、将来的にも総合計画を策定していくことから、その策定根拠などを定めるため、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>(1) 総則 <第1条及び第2条関係></p> <p>条例制定の目的やこの条例で使用する用語の意義について定めます。</p> <p>(2) 基本的事項 <第3条から第5条まで関係></p> <p>市における総合計画の策定義務、総合計画の位置付け及び総合計画の変更や廃止を行う場合について定めます。</p> <p>(3) 策定方針 <第6条から第9条まで関係></p> <p>総合計画の策定における方針として踏まえるべき事項について定めます。</p> <p>(4) 策定手続き等 <第10条から第13条まで関係></p> <p>総合計画の策定における手続きとして、次の事項について定めます。</p> <p>ア 審議会への諮問</p> <p>総合計画の策定にあたり、総合計画審議会への諮問に関する内容を定めます。</p> <p>イ 議会の議決</p> <p>総合計画のうち基本構想について、策定、変更又は廃止しようとするときにおける議会の議決について定めます。</p> <p>ウ 総合計画の公表</p> <p>総合計画を策定したときにおける公表について定めます。</p> <p>エ 策定後の措置</p> <p>総合計画の実施において市長が講ずる措置及び実施状況の公表につい</p>		

て定めます。

(5) 総合計画審議会 < 第 1 4 条及び第 1 5 条関係 >

総合計画審議会の設置根拠及び組織について定めます。

(6) 雑則 < 第 1 6 条関係 >

条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとします。

3 その他

(1) 施行日は、公布の日とします。

(2) 附則において、亀山市総合計画審議会条例（平成 1 7 年亀山市条例第 1 7 号）は、廃止します。

亀山市総合計画条例をここに公布する。

平成27年6月30日

亀山市長 櫻井義之

亀山市条例第24号

亀山市総合計画条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 基本的事項（第3条 第5条）
- 第3章 策定方針（第6条 第9条）
- 第4章 策定手続き等（第10条 第13条）
- 第5章 総合計画審議会（第14条・第15条）
- 第6章 雑則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図り、もってまちづくりの推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）総合計画 市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- （2）基本構想 市の将来像及びこれを達成するための政策の大綱を示したものをいう。

(3) 基本計画 基本構想に基づいて市域の総合的かつ一体的な整備に必要な方策及び手段を示したものをいう。

(4) 実施計画 基本計画の具体的な実施に関して策定する計画をいう。

(5) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

第 2 章 基本的事項

(総合計画の策定)

第 3 条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。

(総合計画の位置付け)

第 4 条 総合計画は、市の最上位の計画とし、市が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

2 市は、総合計画を基本方針として市政の運営を行わなければならない。

(総合計画の変更又は廃止)

第 5 条 市は、市政に関する情勢に大きな変化があった場合において、市の将来像の方向性を変更する必要があると認めるときは、総合計画を変更し、又は廃止することができる。

第 3 章 策定方針

(社会経済情勢の変化等の反映)

第 6 条 総合計画は、社会経済情勢の変化、地域の実情等を踏まえ、これらに適合する内容で策定するものとする。

(市民の参画の機会の確保)

第 7 条 総合計画の策定にあたっては、市民の参画の機会を確保するものとする。

(行政各部門の連携)

第 8 条 総合計画の策定にあたっては、効果的な体制を確立し、行政各部門間相互で連携しながら策定するものとする。

(総合計画の変更についての準用)

第 9 条 前 3 条の規定は、総合計画の変更について準用する。

第 4 章 策定手続き等

(審議会への諮問)

第 1 0 条 市長は、次の各号に掲げるときは、あらかじめ、第 1 4 条に規定する亀山市総合計画審議会に諮問するものとする。

(1) 基本構想又は基本計画を策定しようとするとき

(2) 基本構想又は基本計画を変更し、又は廃止しようとする場合において特に必要があると認めるとき

(議会の議決)

第 1 1 条 市長は、基本構想を策定し、変更し、又は廃止しようとするときは、議会の議決を経なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(総合計画の公表)

第 1 2 条 市長は、総合計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第 1 3 条 市長は、総合計画を計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画の実施状況について公表するものとする。

第 5 章 総合計画審議会

(設置)

第 1 4 条 第 1 0 条の規定による諮問に応じ調査審議するため、亀山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 1 5 条 審議会は、委員 1 5 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公共的団体等の代表者

(2) 知識経験を有する者

(3) 公募により選出された者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、その者の調査審議に係る亀山市総合計画の決定の日までとする。

第 6 章 雑則

(委任)

第 1 6 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀山市総合計画審議会条例の廃止)

2 亀山市総合計画審議会条例（平成 1 7 年亀山市条例第 1 7 号）は、廃止する。